



新座市告示第 312 号

新座市産後ケア事業実施要綱（令和6年新座市告示第112号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 11 日

新座市長 並 木



次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改	正	後
(実施の方法) 第3条 事業は、適切な事業運営をすることができる病院及び診療所等（以下「委託医療機関等」という。）に委託して実施するものとする。 2 事業の種類は、次のとおりとする。 (1) ショートステイ型 対象者を委託医療機関等に短期入所させて行う事業 (2) デイサービス型 対象者を委託医療機関等に来所させて行う事業 (3) アウトリーチ型 助産師が対象者の居宅に訪問して行う事業 (実施日時) 第5条 事業の実施日時は、次のとおりとする。 (1) ショートステイ型 実施日は委託医療機関等の開院日とし、実施時間は原則利用開始日の午前10時から利用最終日の午前10時までとする。 (2) デイサービス型 実施日は委託医療機関等の開院日とし、実施時間は原則午前10時から午後4時までとする。 (3) アウトリーチ型 実施日は次に掲げる日以外の日とし、実施時間は午前9時から午後5時までとする。 ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。） (利用日数) 第6条 事業の利用日数は、1回の出産につき次の各号に掲げる事業の種類に応じて、当該各号に定める日数を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1) ショートステイ型 7日 (2) デイサービス型 7日 (3) アウトリーチ型 3日（1日当たり90分以内） 2 前項の規定にかかわらず、ショートステイ型及びデイサービス型を利用する者の利用日数は、合算して7日を上限とする。 (利用申請) 第7条 [略] 2 申請者が次の各号に該当するときは、前項の利用申請時における状況に応じ、当該各号に該当することを証する書類の写しを新座市産後ケア事業利用申請書に添えて提出しなければならない。ただし、第1号に該当することを証する書類については、申請者の同意の下に市が確認することができる場合は、これを省略することができる。 (1) 市町村民税非課税世帯（申請日の属する年度（申請日が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の市町村民税を課されない者である世帯をいう。別表において同じ。） (2) 生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。別表において同じ。） (変更の連絡等) 第9条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（次条及び第11条において「利用者」という。）は、第7条の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに委託医療機関等に連絡しなければならない。この場合において、利用日を変更し、又は事業の利用を中止するときは、委託医療機関等の指定する期日までに連絡しなければならない。 (利用者の負担額)		

第11条 利用者は、事業に要する費用のうち、世帯の区分に応じて別表に定める利用者負担額及び食事代を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、利用に係る乳児が多胎児の場合は、2人目以降の1人につき、世帯の区分によらず、ショートステイ型は1日当たり22,000円、デイサービス型は1日当たり15,000円を上限に市が負担する。市負担額を超えた場合は、利用者が負担する。

3 利用者は前2項の負担額を委託医療機関等に直接支払うものとする。

別表（第11条関係）

種類	利用者負担額（1日当たり）		
	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯	生活保護世帯
ショートステイ型	1日当たりの事業に要する費用から市負担額の22,000円（ただし、事業に要する費用が22,000円を下回る場合はその金額）を引いた金額	左欄で算出された金額の半額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	0円
デイサービス型	1日当たりの事業に要する費用から市負担額の15,000円（ただし、事業に要する費用が15,000円を下回る場合はその金額）を引いた金額	左欄で算出された金額の半額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	0円
アウトリーチ型	1,000円	1,000円	1,000円

(実施の方法)

第3条 事業は、適切な事業運営をすることができる事業者等に委託して実施するものとする。

(実施日時)

第5条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とし、事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用回数)

第6条 事業は、1回の出産につき3回を限度に利用できるものとし、1回の利用につき90分以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用申請)

第7条 [略]

(変更の連絡等)

第9条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（次条及び第11条において「利用者」という。）は、第7条の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに担当助産師に連絡しなければならない。この場合において、訪問日を変更し、又は事業の利用を中止するときは、当該訪問日の前日午後5時までに連絡しなければならない。

(利用者の負担額)

第11条 利用者は、事業に要する費用の一部として、事業の利用1回につき1,000円を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この告示は、令和８年１０月１日から施行する。
- 2 改正後の新座市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の産後ケア事業の利用について適用し、同日前の産後ケア事業の利用については、なお従前の例による。